

監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について

平成 21 年 4 月 21 日
日本公認会計士協会

監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（最終改正 平成 20 年 7 月 9 日）を次のように改正する。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">監査・保証実務委員会報告第 76 号</p> <p style="text-align: center;">後発事象に関する監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 3 月 25 日 改正 平成 18 年 6 月 28 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 <u>最終改正 平成 21 年 4 月 21 日</u> 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに（省略）</p> <p>2. 定義 本報告で使用する用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表とは、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況についての情報を利害関係者に提供するため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して経営者が作成するものである。本報告で「財務諸表」と用いる場合には、会社法の計算書類、連結計算書類及び臨時計算書類並びに金融商品取引法の財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表が含まれるが、特定の財務諸表を表す場合には、当該財務諸表名を用いている。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(4) 後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう。</p> <p>3. 監査対象となる後発事象の範囲</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2) 財務諸表に注記すべき後発事象 財務諸表に注記すべき後発事象（「後発事象の監査に関する解釈指針」（昭和 58 年 2 月 14 日 企業会計審議会）における第二の事象、以下「開示後発事象」という。）は、決算日後において発生し、当</p> | <p style="text-align: center;">監査・保証実務委員会報告第 76 号</p> <p style="text-align: center;">後発事象に関する監査上の取扱い</p> <p style="text-align: right;">平成 15 年 3 月 25 日 改正 平成 18 年 6 月 28 日 <u>最終改正 平成 20 年 7 月 9 日</u> 日本公認会計士協会</p> <p>1. はじめに（省略）</p> <p>2. 定義 本報告で使用する用語の定義は、次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表とは、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローについての情報を利害関係者に提供するため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して経営者が作成するものである。本報告で「財務諸表」と用いる場合には、会社法の計算書類、連結計算書類及び臨時計算書類並びに金融商品取引法の財務諸表、四半期財務諸表、中間財務諸表、連結財務諸表、四半期連結財務諸表及び中間連結財務諸表が含まれるが、特定の財務諸表を表す場合には、当該財務諸表名を用いている。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(4) 後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象のことをいう。</p> <p>3. 監査対象となる後発事象の範囲</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2) 財務諸表に注記すべき後発事象 財務諸表に注記すべき後発事象（「後発事象の監査に関する解釈指針」（昭和 58 年 2 月 14 日 企業会計審議会）における第二の事象、以下「開示後発事象」という。）は、決算日後において発生し、当</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象である。したがって、重要な後発事象については、会社の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に関する的確な判断に資するため、当該事業年度の財務諸表に注記を行うことが必要となる。</p> | <p>該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象である。したがって、重要な後発事象については、会社の財政状態<u>及び</u>経営成績に関する的確な判断に資するため、当該事業年度の財務諸表に注記を行うことが必要となる。</p> |
| <p>(以下省略)</p> | <p>(以下省略)</p> |
| <p>4. 修正後発事象に関する取扱い(省略)</p> | <p>4. 修正後発事象に関する取扱い(省略)</p> |
| <p>5. 開示後発事象に関する取扱い</p> | <p>5. 開示後発事象に関する取扱い</p> |
| <p>(1) 開示後発事象についての基本的な考え方</p> | <p>(1) 開示後発事象についての基本的な考え方</p> |
| <p>開示に関する判断</p> | <p>開示に関する判断</p> |
| <p>後発事象として開示すべき内容は、会社計算規則と(連結)財務諸表等規則(四半期(連結)財務諸表等規則及び中間(連結)財務諸表規則を含む。)との間に相違はないと考えられる。なお、開示すべき後発事象を判断するに当たっては、財務諸表等規則の規定の文言から、a. 翌事業年度以降の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に影響を及ぼす事象であること、b. 財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に重要な影響を及ぼす事象であること、c. 決算日後に発生した事象であることの三つの要素に留意する必要がある。</p> | <p>後発事象として開示すべき内容は、会社計算規則と(連結)財務諸表等規則(四半期(連結)財務諸表等規則及び中間(連結)財務諸表規則を含む。)との間に相違はないと考えられるが、開示すべき後発事象を判断するに当たっては、財務諸表等規則の規定の文言から、a. 翌事業年度以降の財政状態<u>及び</u>経営成績に影響を及ぼす事象であること、b. 財政状態<u>及び</u>経営成績に重要な影響を及ぼす事象であること、c. 決算日後に発生した事象であることの三つの要素に留意する必要がある。</p> |
| <p>a. 「<u>翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に影響を及ぼす事象」であること</p> | <p>a. 「<u>翌事業年度以降の財政状態及び経営成績</u>に影響を及ぼす事象」であること</p> |
| <p>「<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に影響を及ぼす事象」であるということから、ここでの後発事象は会計事象であり、翌事業年度以降の財務諸表に直接影響を及ぼす既発生事象のほか影響を及ぼすことが確実に予想される事象を含むと解することが適当である。なお、財務諸表によって開示される財務情報には、<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>を補足して説明するための注記事項も含まれる。したがって、翌事業年度以降にこれらに重要な影響を及ぼす事象も開示後発事象の対象になるものと考えられる。</p> | <p>「<u>財政状態及び経営成績</u>に影響を及ぼす事象」であるということから、ここでの後発事象は会計事象であり、翌事業年度以降の財務諸表に直接影響を及ぼす既発生事象のほか影響を及ぼすことが確実に予想される事象を含むと解することが適当である。なお、財務諸表によって開示される財務情報には、<u>財政状態及び経営成績</u>を補足して説明するための注記事項も含まれる。したがって、翌事業年度以降にこれらに重要な影響を及ぼす事象も開示後発事象の対象になるものと考えられる。</p> |
| <p>b. 「<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に重要な影響を及ぼす事象」であること</p> | <p>b. 「<u>財政状態及び経営成績</u>に重要な影響を及ぼす事象」であること</p> |
| <p>後発事象として開示される事象は、<u>財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に重要な影響を及ぼすものである。この場合、「重要な影響を及ぼす事象」とは、経営活動の中で臨時的、非経常的に生ずる事象であって、その影響が質的・金銭的に重要性があるものと解することができる。</p> | <p>後発事象として開示される事象は、<u>財政状態及び経営成績</u>に重要な影響を及ぼすものである。この場合、「重要な影響を及ぼす事象」とは、経営活動の中で臨時的、非経常的に生ずる事象であって、その影響が質的・金銭的に重要性があるものと解することができる。</p> |
| <p>c. 「<u>決算日後に発生した事象</u>」であること</p> | <p>c. 「<u>決算日後に発生した事象</u>」であること</p> |
| <p>後発事象は、「<u>決算日後に発生した事象</u>」であるが、この場合の「発生」の時点は、次のように解する必要がある。</p> | <p>後発事象は、「<u>決算日後に発生した事象</u>」であるが、この場合の「発生」の時点は、次のように解する必要がある。</p> |
| <p>(a) 新株の発行等のように会社の意思決定により進めることができる事象 ……当該意思決定があったとき</p> | <p>(a) 新株の発行等のように会社の意思決定により進めることができる事象 ……当該意思決定があったとき</p> |
| <p>(b) 合併のように会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象 ……当該合意等の成立又は事実の公表があったとき</p> | <p>(b) 合併のように会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象 ……当該合意等の成立又は事実の公表があったとき</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(c) 災害事故等のように会社の意思に関係のない事象 ……………当該事象の発生日又は当該事象を知ったとき</p> <p>開示後発事象のうち開示の対象となるものは重要な後発事象であるが、これについて開示する事項は、当該事象の内容（事象の概要、事象発生の原因又は目的、その後の進展の見通し又はスケジュール等）及び今後において、これらの事象が会社の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に及ぼす影響額等である。なお、影響額を見積もる場合には、信頼度の高い資料にその根拠を求める等により客観的に見積もる必要がある。影響額を客観的に見積もることができない場合には、その旨及び理由等の開示が必要となる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2) 計算書類又は財務諸表における開示後発事象の取扱い</p> <p>個別財務諸表</p> <p>a. 会社法監査</p> <p>決算日後会計監査人の監査報告書日までの間に重要な開示後発事象が発生した場合には、計算書類において、重要な後発事象に関する注記として記載する。なお、臨時計算書類について臨時決算日後に発生した開示後発事象においても同様に扱うものとする。</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び四半期レビュー</p> <p>(a) 財務諸表</p> <p>決算日後監査報告書日までの間に、重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を財務諸表に注記する。</p> <p>(b) 四半期財務諸表又は中間財務諸表</p> <p>四半期決算日後又は中間決算日後、会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間又は当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間又は当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に重要な影響を及ぼす開示後発事象が発生したときは、当該事象を四半期財務諸表又は中間財務諸表に注記する。</p> <p>連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>(3) 開示後発事象の例示</p> <p>重要な後発事象については企業会計原則注解及び財務諸表等規則ガイドラインに例示があるが、このほかにも、会社の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に及ぼす影響によっては、重要な後発事象として開示が必要となるものが存在する。企業会計原則注解及び財務諸表等規則ガイドラインに掲げられているもの、実務上開示されているもの等のうち主なものを分類整理してみると、おおむね次のとおりである。ただし、ここに掲げたものは、必ず開示が必要とされるものではなく、会社の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に及ぼす影響の度合い又は態様に依りて開示が必要かどうかについて判断されなければならない。また、ここに掲げていないものであっても、翌事業年度以降の会社の財政状態、<u>経営成績及びキャッシュ・フローの状況</u>に重要な影響を及ぼす後発事象については開示が必要である。なお、ここに掲げたものであっても、財務諸表を修正すべき修正後発事象でないか</p> | <p>(c) 災害事故等のように会社の意思に関係のない事象 ……………当該事象の発生日又は当該事象を知ったとき</p> <p>開示後発事象のうち開示の対象となるものは重要な後発事象であるが、これについて開示する事項は、当該事象の内容（事象の概要、事象発生の原因又は目的、その後の進展の見通し又はスケジュール等）及び今後において、これらの事象が会社の財政状態<u>及び経営成績</u>に及ぼす影響額等である。なお、影響額を見積もる場合には、信頼度の高い資料にその根拠を求める等により客観的に見積もる必要がある。影響額を客観的に見積もることができない場合には、その旨及び理由等の開示が必要となる。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2) 計算書類又は財務諸表における開示後発事象の取扱い</p> <p>個別財務諸表</p> <p>a. 会社法監査</p> <p>決算日後会計監査人の監査報告書日までの間に重要な開示後発事象が発生した場合には、計算書類において、重要な後発事象に関する注記として記載する。なお、臨時計算書類について臨時決算日後に発生した開示後発事象においても同様に扱うものとする。</p> <p>b. 金融商品取引法監査及び四半期レビュー</p> <p>(a) 財務諸表</p> <p>決算日後監査報告書日までの間に、重要な開示後発事象が発生したときは、当該事象を財務諸表に注記する。</p> <p>(b) 四半期財務諸表又は中間財務諸表</p> <p>四半期決算日後又は中間決算日後、会社の当該四半期財務諸表に係る四半期会計期間又は当該中間財務諸表に係る中間会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間における四半期累計期間又は当該中間会計期間を除く。）以降の財政状態<u>及び経営成績</u>に重要な影響を及ぼす開示後発事象が発生したときは、当該事象を四半期財務諸表又は中間財務諸表に注記する。</p> <p>連結財務諸表</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p>(3) 開示後発事象の例示</p> <p>重要な後発事象については企業会計原則注解及び財務諸表等規則ガイドラインに例示があるが、このほかにも、会社の財政状態<u>及び経営成績</u>に及ぼす影響によっては、重要な後発事象として開示が必要となるものが存在する。企業会計原則注解及び財務諸表等規則ガイドラインに掲げられているもの、実務上開示されているもの等のうち主なものを分類整理してみると、おおむね次のとおりである。ただし、ここに掲げたものは、必ず開示が必要とされるものではなく、会社の財政状態<u>及び経営成績</u>に及ぼす影響の度合い又は態様に依りて開示が必要かどうかについて判断されなければならない。また、ここに掲げていないものであっても、翌事業年度以降の会社の財政状態<u>及び経営成績</u>に重要な影響を及ぼす後発事象については開示が必要である。なお、ここに掲げたものであっても、財務諸表を修正すべき修正後発事象でないかどうかを慎重に検討しなければならないことに留意する必要がある。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>どうかを慎重に検討しなければならないことに留意する必要がある。</p> <p>(以下省略)</p> <p>6. 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い(省略)</p> <p>7. 継続企業の前提に関する事項を重要な後発事象として開示する場合の取扱い</p> <p>(1) 財務諸表における開示</p> <p>決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、<u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、重要な後発事象として、以下の事項について財務諸表に注記する。</u></p> <p>当該事象又は状況が発生した旨及びその内容 <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u></p> <p>ただし、このような後発事象のうち、決算日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、<u>継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。</u></p> <p>なお、<u>決算日後において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が解消し、又は改善したため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなくなったときには継続企業の前提に関する注記を行う必要はない。ただし、この場合には、当該継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するために実施した対応策が重要な後発事象として注記対象となることも考えられるため、留意する必要がある。</u></p> <p>(2) 監査報告書における記載</p> <p>決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合であって、<u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときに、重要な後発事象として適切な開示が行われている場合には、監査報告書において、当該後発事象につき追記情報として記載を行う。</u></p> <p>8. 後発事象に関する監査手続</p> <p>(1) 後発事象の監査手続の実施に係る基本的な考え方 ~ (2) 後発事象に関する内部報告制度の整備・運用状況の検討(省略)</p> | <p>(以下省略)</p> <p>6. 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い(省略)</p> <p>7. 継続企業の前提に<u>重要な疑義を抱かせる事象又は状況を</u>後発事象として開示する場合の取扱い</p> <p>(1) 財務諸表における開示</p> <p>決算日後に継続企業の前提に<u>重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に影響する場合には、当該事象又は状況を後発事象として取り扱い、以下の事項について財務諸表に注記する。</u></p> <p>当該事象又は状況が発生した旨及びその内容 <u>継続企業の前提に関する重要な疑義が存在する旨</u> <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画の内容(四半期(連結)財務諸表のときは、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応等)</u> <u>なお、重要な後発事象に該当する事項のうち、決算日において既に存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記として記載することとなる。</u></p> <p>(2) 監査報告書における記載</p> <p>決算日後に継続企業の前提に<u>重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生し、当該事象又は状況について後発事象として適切な開示が行われている場合には、監査報告書において、当該後発事象につき追記情報として記載を行う。</u></p> <p>なお、<u>四半期レビュー報告書又は中間監査報告書においても同様に扱うものとする。</u></p> <p>8. 後発事象に関する監査手続</p> <p>(1) 後発事象の監査手続の実施に係る基本的な考え方 ~ (2) 後発事象に関する内部報告制度の整備・運用状況の検討(省略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(3) 財務諸表に係る実証手続</p> <p>(中略)</p> <p>継続企業の前提に関する重要な不確実性についての評価 決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が発生した場合に、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを確認する必要がある。重要な不確実性が認められる場合には、重要な後発事象として開示すべきか、又は決算日において存在していた継続企業の前提に関する事項として注記すべきかのいずれに該当するかについて、その内容に関する十分な評価検討を行い慎重に判断する必要がある。</p> <p>追記情報の検討 翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象があった場合、特に追記情報として監査報告書に記載する必要があるかどうかを検討する。</p> <p>(以下省略)</p> | <p>(3) 財務諸表に係る実証手続</p> <p>(中略)</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する評価 決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生しているかどうかを確認する必要がある。発生している場合には、当該事象又は状況が、後発事象として開示すべき事項か、又は決算日において存在していた継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況として注記すべき事項のいずれに該当するかについて、その内容に関する十分な評価検討を行い慎重に判断する必要がある。</p> <p>追記情報の検討 翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象があった場合、特に追記情報として監査報告書に記載する必要があるかどうかを検討する。</p> <p>(以下省略)</p> |

適用

「監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」の改正について」（平成21年4月21日）は、平成21年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。

以上